

議案第91号

狭山市立入間野小第一・第二学童保育室の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市立入間野小第一学童保育室

狭山市立入間野小第二学童保育室

2 指定管理者として指定するもの

東京都港区芝4丁目13番3号PMO田町東10F

株式会社明日葉

代表取締役 大隈 太嘉志

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月26日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立入間野小第一・第二学童保育室の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。